

令和3年2月16日提出

令和3年2月市議会定例会

議 案

〔議案第13号～議案第34号〕

島 田 市

| 目 次 | | |
|--------|---|-----|
| 議案番号 | 件 名 | ページ |
| 議案第13号 | 令和3年度島田市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第14号 | 令和3年度島田市国民健康保険事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第15号 | 令和3年度島田市土地取得事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第16号 | 令和3年度島田市休日急患診療事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第17号 | 令和3年度島田市介護保険事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第18号 | 令和3年度島田市介護サービス事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第19号 | 令和3年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 別冊 |
| 議案第20号 | 令和3年度島田市水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第21号 | 令和3年度島田市病院事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第22号 | 令和3年度島田市公共下水道事業会計予算 | 別冊 |
| 議案第23号 | 島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について | 1 |
| 議案第24号 | 島田市北部体育館条例について | 5 |
| 議案第25号 | 島田市職員の給与に関する条例及び島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 9 |
| 議案第26号 | 島田市手数料条例の一部を改正する条例について | 10 |
| 議案第27号 | 島田市介護保険条例の一部を改正する条例について | 15 |
| 議案第28号 | 島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について | 16 |
| 議案第29号 | 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について | 20 |
| 議案第30号 | 島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について | 24 |
| 議案第31号 | 島田市川根体育館条例の一部を改正する条例について | 25 |
| 議案第32号 | 島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について | 28 |

| 議案番号 | 件名 | ページ |
|--------|---------------------------|-----|
| 議案第33号 | 島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例について | 29 |
| 議案第34号 | 島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について | 31 |

議案第23号

島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限 に関する条例について

島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限 に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された島田都市計画向島町・若松町地区計画（以下「向島町・若松町地区計画」という。）の区域内に適用する。

(地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区の区分及び名称は、向島町・若松町地区計画の定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第5条 別表の左欄に掲げる地区においては、同表の右欄に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、165平方メートル以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

2 前項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 前項の規定が改正された場合における改正後の同項の規定の施行又は適用の際改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地

(2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地として使用されている土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地のうち、次に掲げる土地以外のものについて、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、次の表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる高さを超えてはならない。

| 地区の区分 | 建築物の高さの最高限度 |
|-------|-------------|
| A地区 | 10メートル |
| B地区 | 10メートル |
| C地区 | 12メートル |

2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、算入しない。

3 第1項に規定する建築物の高さには、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部の高さは、算入しない。

(建築物の壁面の位置)

第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次の表の左欄に掲げる地区道路の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離以上でなければならない。ただし、当該建築物が別棟の車庫及び物置で延べ床面積が30平方メートル以内のものである場合については、この限りでない。

| 地区道路の区分 | 道路境界線までの最低距離 |
|---------|--------------|
|---------|--------------|

| | |
|----------|---------|
| 地区道路 1 号 | 1.5メートル |
| 地区道路 2 号 | 1メートル |

(建築物の敷地が区域の内外にわたる場合等の措置)

第9条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときはその建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときはその建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

2 第5条の規定は、建築物の敷地が2地区にわたる場合においては、その建築物又は敷地の全部について、その敷地の過半が属する地区に係るこれらの規定を適用する。

3 第7条の規定は、建築物がA地区、B地区又はC地区の内外にわたる場合においては、その建築物のうちA地区、B地区又はC地区に属する部分について、その部分が属する地区に係る規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、規則で定める範囲において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第5条の規定は適用しない。

(許可による特例)

第11条 この条例の規定は、次に掲げる建築物及びその敷地については、その許可の範囲内において、これを適用しない。

(1) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

(2) 市長が区域内の土地利用の状況等に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないものと認めて許可したもの

2 市長は、前項の規定による許可をする場合は、あらかじめ、島田市建築審議会に諮問をしなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第6条第1項、第7条第1項又は第8条の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第6条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

- (4) 法第87条第2項において準用する第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(島田市建築審議会条例の一部改正)
- 2 島田市建築審議会条例（令和2年島田市条例第45号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。
(4) 島田都市計画向島町・若松町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（令和3年島田市条例第 号）第11条第1項の規定による許可に関すること。

別表（第5条関係）

| 地区の区分 | 建築することができる建築物 |
|-------|---|
| A地区 | (1) 法別表第2（い）項第1号から第9号までに掲げるもの (2) 法別表第2（は）項第5号に掲げるもの (3) 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (4) (1)から(3)までに掲げる建築物に附属するもの（畜舎及び政令第130条の5に定める建築物を除く。） |
| B地区 | 法別表第2（い）項第1号から第10号までに掲げるもの（同号にあっては、畜舎を除く。） |

島田市北部体育館条例について

島田市北部体育館条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市北部体育館条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、北部体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 北部体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------|---------------|
| 島田市北部体育館 | 島田市相賀2510番地の1 |

(使用の許可等)

第3条 島田市北部体育館（以下「北部体育館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、北部体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が北部体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が北部体育館の管理上使用させることが適当でなくなると認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 北部体育館の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により北部体育館を使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、北部体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために北部体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 北部体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、北部体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、北部体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、北部体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他北部体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

| 区分 | | | 使用時間 | | | | | |
|------|-----|----|---------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|--------------------|
| | | | 午前 | 午後 | 夜間1 | 夜間2 | 夜間3 | 全日 |
| | | | 午前8時30分から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後5時から午後7時まで | 午後7時から午後9時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前8時30分から午後9時30分まで |
| アリーナ | 一般 | 市内 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,100円 | 1,920円 | 4,120円 |
| | | 市外 | 1,650円 | 1,650円 | 1,650円 | 1,650円 | 2,880円 | 6,180円 |
| | その他 | 市内 | 3,300円 | 3,300円 | 3,300円 | 3,300円 | 5,760円 | 12,360円 |
| | | 市外 | 4,950円 | 4,950円 | 4,950円 | 4,950円 | 8,640円 | 18,540円 |

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（北部体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 許可を受けて正午から午後1時までの間に使用する場合、又は夜間3の時間に使用する場合において午後5時から午後6時までの間に使用する時の使用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の使用料は午後の使用料の、夜間3の時間に使用する場合の午後5時から午後6時までの間の使用料は夜間3の使用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 6 アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の2分の1以下のときは、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 7 上記使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

議案第25号

島田市職員の給与に関する条例及び島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の給与に関する条例及び島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市職員の給与に関する条例及び島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(島田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 島田市職員の給与に関する条例(平成17年島田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第16条中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の支給の対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、規則で定める額を加算した額とする。

(島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年島田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条に次のただし書を加える。

ただし、特殊勤務手当(規則で定めるものに限る。)の支給の対象となる場合におけるフルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市手数料条例の一部を改正する条例について

島田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表62の項中「120,000円」を「118,000円」に、「超えるものは1件につき29,000円」を「超えるものは1件につき17,000円」に、「とき」を「とき。」に、「265,000円」を「246,000円」に、「422,000円」を「309,000円」に、「93,000円」を「94,000円」に、「156,000円」を「120,000円」に改める。

別表63の項中「61,000円」を「60,000円」に、「超えるものは1件につき17,000円」を「超えるものは1件につき10,000円」に、「とき」を「とき。」に、「133,000円」を「124,000円」に、「214,000円」を「156,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に、「81,000円」を「61,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|----------|---|----------------------|--|---|---|
| 63の 2 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | | 特定建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。）（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載された他の建築物（同法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項、次項及び備考10において同じ。）に限る。）の非住宅部分（同法第11条第1項 | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき10,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき17,000円 |
|----------|---|----------------------|--|---|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | に規定する非住宅部分をいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。) |
| | | | 特定建築物 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であつて、工場(工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。)の用途を供する部分を除 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から66の2の項までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定を行うとき。 |
| | | | 他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この項、次項、66の2の項及び備考2において同じ。)の用途を供する部分を除 | 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法又は同号イに規定する基準による判定を行うとき。 |
| | | | | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき94,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき120,000円 |
| | | | | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき246,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき309,000円 |

| | | | | | |
|------|--|-----------------------------|--|---|---|
| | | | | 部分 | |
| | | | | 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分 | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき20,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき28,000円 |
| 63の3 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく判定又は同法第13条第3項の規定に基づく判定 | 計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | | 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分 | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき6,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき10,000円 |
| | | | | 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分 | 省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定を行うとき。 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法又は同号イに規定する基準による判定を行うとき。 |
| | | | | 特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分 | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき11,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき16,000円 |

別表64の項中「（平成27年法律第53号）第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「120,000円」を「118,000円」に、「超えるものは1件につき29,000円」を「超えるものは1件につき17,000円」に、

円」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から66の項までにおいて「省令」という。）」を「省令」に、「とき」を「とき。」に、「265,000円」を「246,000円」に、「422,000円」を「309,000円」に、「93,000円」を「94,000円」に、「156,000円」を「120,000円」に改める。

別表65の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に、「61,000円」を「60,000円」に、「超えるものは1件につき17,000円」を「超えるものは1件につき10,000円」に、「とき」を「とき。」に、「133,000円」を「124,000円」に、「214,000円」を「156,000円」に、「47,000円」を「48,000円」に、「81,000円」を「61,000円」に改める。

別表66の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「とき」を「とき。」に、「120,000円」を「118,000円」に、「超えるものは1件につき29,000円」を「超えるものは1件につき17,000円」に、「265,000円」を「246,000円」に、「422,000円」を「309,000円」に、「93,000円」を「94,000円」に、「156,000円」を「120,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|----------|--|----------------|--|------------------------------------|---|---|
| 66の 2 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付 | 軽微変更該当証明書交付手数料 | | 特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分 | 省令第1条第1項第1号口に規定する基準による判定を行うとき。 | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき24,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき30,000円 |
| | | | | | 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法又は同号イに規定する基準による判定を行うとき。 | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき62,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき78,000円 |
| | | | | 特定建築物の工場等の用途に供する部分 | | 床面積の合計が300平方メートル以下のものは1件につき5,000円、300平方メートルを超えるものは1件につき8,000円 |

別表70の項を次のように改める。

| | |
|----|----|
| 70 | 削除 |
|----|----|

別表備考2を次のように改める。

2 43の項の建築物に関する完了検査申請等手数料及び44の項の中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 次に掲げるとおりとする。

(1) 区分の欄中床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、43の項又は44の項に規定する手数料のほか、適合性判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次に掲げる額の手数を併せて納付するものとする。

ア 特定建築物の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 2,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの 2,000円

(ロ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの 3,000円

(ハ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 5,000円

イ 特定建築物の工場等の用途に供する部分

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの 1,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの 1,000円

(ロ) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの 1,000円

(ハ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 1,000円

別表備考9(1)中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表備考9(2)中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同表備考10(1)中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表備考10(2)中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、「(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第27号

島田市介護保険条例の一部を改正する条例について

島田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市介護保険条例の一部を改正する条例

島田市介護保険条例（平成17年島田市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「30,600円」を「29,760円」に改め、同項第2号中「42,840円」を「41,664円」に改め、同項第3号中「45,900円」を「44,640円」に改め、同項第4号中「55,080円」を「53,568円」に改め、同項第5号中「61,200円」を「59,520円」に改め、同項第6号中「67,320円」を「65,472円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同項第7号中「79,560円」を「77,376円」に改め、同項第8号中「91,800円」を「89,280円」に改め、同項第9号中「104,040円」を「101,184円」に改め、同項第10号中「107,100円」を「104,160円」に改め、同項第11号中「110,160円」を「107,136円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,360円」を「17,856円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,360円」を「17,856円」に、「27,540円」を「26,784円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,360円」を「17,856円」に、「42,840円」を「41,664円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例について

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成
30年島田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）」を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
第5章 雑則（第34条）」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第1項第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同項第19号の次に次の1号を加える。

- (19)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サー

ビス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること

により、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第26号(第33条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第19号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(新条例第33条において

準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定居宅介護支援事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第29号

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年島田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）」を
「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条） に改める。
第6章 雑則（第36条）」

第4条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用

者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第1項第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第27号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新条例第20条（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定介護予防支援事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に

係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

議案第30号

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

島田市立学校施設の使用に関する条例（平成17年島田市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第1屋内運動場の部フロア（中型）の款島田市立北中学校の項、フロア（小型）の款島田市立湯日小学校の項及びステージ等の款島田市立湯日小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

島田市川根体育館条例の一部を改正する条例について

島田市川根体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市川根体育館条例の一部を改正する条例

島田市川根体育館条例（平成20年島田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「許可」の次に「（以下「使用の許可」という。）」を加え、「指示する」を「必要な指示をする」に改める。

第4条の見出しを「（使用の不許可）」に改め、同条中「川根体育館の使用を許可しない」を「使用の許可をしないものとする」に改め、同条第3号中「川根体育館の管理上」を「教育委員会が川根体育館の管理及び運営上」に改め、同条第4号中「川根体育館の使用を不相当」を「使用の許可をすることが適当でない」に改める。

第5条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第1項中「川根体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」及び「、若しくは許可した事項を変更し」を削り、「使用を」の次に「制限し、若しくは」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根体育館の管理上使用させることが適当でなくなったと認めるとき。

第5条第2項中「教育委員会は、前項に定めるもののほか」を「前項に定めるもののほか、教育委員会は」に、「若しくは使用の許可の条件」を「使用の許可をした事項」に改め、「使用を」の次に「制限し、若しくは」を加える。

第8条第1号中「により」の次に「川根体育館を」を加え、同条第2号中「3日」を「5日」に改め、「に使用」の次に「の許可」を加え、同条第3号中「第3条第1項に規定する」を「第3条第1項後段の規定により」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「（第10条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて使

用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「停止されたとき」を「停止させられたとき」に、「速やかに使用場所を」を「直ちに」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「教育委員会は、」の次に「川根体育館の」を、「使用者」の次に「若しくは第10条第1項の許可を受けた者」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「使用者は、川根体育館に」を「川根体育館においては、」に、「をし」を「を設け」に、「受けたとき」を「受けた者がこれらの行為をする場合」に改め、同条第2項中「規定により」を「許可に伴い」に、「使用者」を「当該許可を受けた者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

第9条の次に次の1条を加える。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために川根体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

| 区分 | | | 使用時間 | | | |
|-----------|-----|----|---------------|--------------|-----------------|--------------------|
| | | | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
| | | | 午前8時30分から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前8時30分から午後9時30分まで |
| アリーナ | 一般 | 市内 | 620円 | 620円 | 1,670円 | 2,930円 |
| | | 市外 | 930円 | 930円 | 2,500円 | 4,390円 |
| | その他 | 市内 | 1,860円 | 1,860円 | 5,010円 | 8,790円 |
| | | 市外 | 2,790円 | 2,790円 | 7,510円 | 13,180円 |
| 卓球室 | 一般 | 市内 | 150円 | 150円 | 410円 | 730円 |
| | | 市外 | 220円 | 220円 | 610円 | 1,090円 |
| | その他 | 市内 | 450円 | 450円 | 1,230円 | 2,190円 |
| | | 市外 | 670円 | 670円 | 1,840円 | 3,280円 |
| ミーティングルーム | 一般 | 市内 | 150円 | 150円 | 150円 | 460円 |
| | | 市外 | 220円 | 220円 | 220円 | 690円 |
| | その他 | 市内 | 450円 | 450円 | 450円 | 1,380円 |

| | | | | | |
|--|----|------|------|------|--------|
| | 市外 | 670円 | 670円 | 670円 | 2,070円 |
|--|----|------|------|------|--------|

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（川根体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 許可を受けてこの表に掲げる使用時間以外の時間に使用する場合の使用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の使用料は午後の使用料の、午後5時から午後6時までの間の使用料は夜間の使用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 6 アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の2分の1以下のときは、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 7 上記使用料の計算において10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の島田市川根体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた使用料から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた使用料については、なお従前の例による。

議案第32号

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例

島田市民総合施設条例（平成17年島田市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表の4 附属設備等利用料(4) 映写設備利用料の表OHPの項の次に次のように加える。

| | | | |
|---------|----|--------|--|
| プロジェクター | 1台 | 5,440円 | |
|---------|----|--------|--|

別表の4 附属設備等利用料(6) その他利用料の表に次のように加える。

| | | | |
|---------|----|--------|--|
| 映像配信カメラ | 1台 | 2,480円 | |
| 映像配信装置 | 1式 | 2,090円 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の島田市民総合施設条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、改正後の島田市民総合施設条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例について

島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例

(島田市民総合施設条例の一部改正)

第1条 島田市民総合施設条例(平成17年島田市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を、指定管理者に納付しなければならない。

第14条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第16条ただし書を削る。

(島田市金谷生きがいセンター条例の一部改正)

第2条 島田市金谷生きがいセンター条例(平成17年島田市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

(島田市都市公園条例の一部改正)

第3条 島田市都市公園条例(平成17年島田市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「利用者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「前納しなければならない」を「、指定管理者に納付しなければならない」に改める。

(島田市社会体育用照明施設使用条例の一部改正)

第4条 島田市社会体育用照明施設使用条例(平成17年島田市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第5条中「使用許可に際し」を「市長が指定する日までに」に改める。

(島田市伊太庭球場条例の一部改正)

第5条 島田市伊太庭球場条例(平成19年島田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日ま

でに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

(島田市川根地区センター条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「使用の許可の際」を「市長が指定する日まで」に改める。

(1) 島田市川根地区センター条例（平成20年島田市条例第20号）第7条第2項

(2) 島田市茶室棟条例（平成20年島田市条例第24号）第6条第2項

(3) 島田市川根体育館条例（平成20年島田市条例第25号）第6条第2項

(島田市川根文化センター条例の一部改正)

第7条 島田市川根文化センター条例（平成20年島田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

(島田市川根野球場条例の一部改正)

第8条 島田市川根野球場条例（平成20年島田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「使用許可の際」を「市長が指定する日まで」に改める。

(島田市総合スポーツセンター条例の一部改正)

第9条 島田市総合スポーツセンター条例（平成21年島田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第34号

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年2月16日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

島田市水道事業給水条例（平成17年島田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項の表1の項及び2の項中「修繕」の次に「及び撤去」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第36条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた手数料から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた手数料については、なお従前の例による。